

人口 / 13,324人(- 11人)男6,542人(- 6人)女6,782人(- 5人) 世帯 / 5,498世帯(+ 1世帯) 平成18年1月末現在

いよいよ4月1日からです、

ごみ処理有料化。

一層のリサイクル推進とごみの
減量化にご協力をお願いします。

「手引き」を

折り込んでいます

先月のごみ処理有料化説明
会には2千人を超えるみなさ
んにご参加いただき、大変あ
りがとうございました。

説明会でもお話しさせてい
ただきましたが、小冊子「ご
み分別の手引き」を本紙に折
り込んでいます。

この手引きは、斜里町での
ごみ分別と資源リサイクルの
すべてを網羅した保存版で
す。いつでも取り出せる場所
に保管して、今日からあなた
も「ごみ処理博士」「リサイ
クル名人」に。そして、より
一層のリサイクル推進とごみ
減量化のご協力を重ねてお願
いします。

指定袋は

3月15日発売です

4月から一般ごみ・生ごみ
は、斜里町の指定袋で出して
いただきます。また、粗大ご
みには、処理券(シール)を

貼っていただきます。

この指定袋と処理券は、3
月15日(水)から町内の各商
店やコンビニエンスストアな
どで販売されます。

販売店の一欄は、本紙折り
込みチラシをご覧ください。

事業主の方や自治会未加入 の方を対象にした説明会を 開催します

自治会を対象に行った説明会
と同じ内容です。

4月からのごみ処理有料化実施に伴
い、事業主の方などを対象にした、ご
み処理有料化説明会を開催します。自
治会を対象に行った説明会に参加して
いない方は、ぜひご参加ください。

日時 3月7日(火)午前10時と午
後7時から、同じ内容で2
回開催します。

場所 ゆめホール知床 会議室第1
問合せ 斜里町清掃センター
☎23-1692

問合せ先

斜里町清掃センター

☎23-1692

進んでいます

中心市街活性化事業

中心市街地で進めている市
街地活性化事業における道々
斜里停車場線(への字道路)
改良工事と土地区画整理事業
は、平成17年度より補償物件
の取り壊しが進められてお
り、一部再築も進んでいます。
新しい中心商店街について
は、平成16年度より、まちな
み委員会を組織し、まちなみ
協定をもとに、世界自然遺産
知床の玄関口である斜里の市
街地としてふさわしいまちな
みづくりを進めていきます。

なお、平成18年度は土地区
画整理区域内において、テナ
ントミックス施設(共同商業
施設)と公共交流拠点(情報
交流)施設の建設を予定して
います。施設の概要が決まり
次第、本紙などでお知らせし
ます。また現在、道々の拡幅
工事に伴う建物取り壊し工事
等が行われていますので、通
行には十分ご注意ください。
事業期間中、町民の皆さんに
はご迷惑をおかけしますが、
新しい斜里のまちなみを創造
し、中心市街地ににぎわいを
取り戻すため、ご理解とご協
力をお願いします。

問合せ 市街地整備推進
室(2階5番、内線223、236)

B&G海洋センター

区 分		使用料
アリーナ	大人1人1回	100円
	団体定期使用1カ月	2,000円
	団体使用1回	500円
	大会使用	5,000円
会議室	1時間当たり	200円

貸出用具使用料
 歩くスキー1セット1日 300円
 (1セットとは、スキー・靴・ストックをいう。)

B&G海洋センタープール

区 分		使用料
大人1人1回		200円
団体使用	午前(10:00~11:30)	1,500円
"	午後(13:00~17:30)	2,800円
大会使用		5,000円

温水プールシーズン券購入者は使用料を徴収しない。

武道館

区 分		使用料
柔剣道場	大人1人1回	700円
	団体定期使用1カ月	4,200円
	大会使用	5,000円
弓道場	大人1人1回	1,000円
	団体定期使用1カ月	6,000円
	大会使用	5,000円
研修室	1時間当たり	100円
	団体定期使用1カ月	600円

温水プール、ウトロ地域水泳プール

区 分		使用料
大人1人1回		200円
団体使用	午後(13:00~16:30)	2,000円
"	夜間(18:00~20:30)	1,500円
大会使用		5,000円
シーズン券(温水プール)		5,000円
シーズン券(ウトロプール)		2,500円

温水プールシーズン券購入者は、海洋センタープールの使用ができる。

赤木体育館

区 分		使用料
アリーナ	大人1人1回	50円
	団体定期使用1カ月	300円
集会所	団体定期使用1カ月	200円

テニスコート

使用種別	個人使用		団体使用		夜間照明 (1時間当り)
	大人1人1回	シーズン券	大会使用	1面1時間	
使用料	300円	5,000円	5,000円	80円	100円

4月1日から体育施設も 有料になります。

利用者から応分の使用料をいただき、受益と負担の公平性を図ります。ご理解とご協力をお願いします。

幼児、小中学生は無料です。

「大人」とは高校生以上をいいます。ただし、高校生の部活動は無料です。

使用料の納入は前納とします。

納入場所は、海洋センター・武道館・赤木体育館・野球場は海洋センター、各プールはそれぞれのプールです。パークゴルフ場・テニスコート・陸上競技場は町民公園内グリーンハウスです。

団体定期使用とは、団体登録をした5名以上の団体やサークルが継続して行う定期的な使用をいいます。

団体使用とは、定期使用の団体以外で同じスポーツをする5名以上の団体やサークルの使用をいいます。

(団体定期使用・団体使用・大会使用は、事前にお申し込みください)

野球場

使用種別	使用時間	全日	半日	時間
	団体	午前7時から 午後6時まで	2,000円	午前7時から 正午まで 午後1時から 午後6時まで
250円		1,000円	250円	

陸上競技場

使用種別	使用時間	全日	半日	大会使用	1回
	大人1人	午前7時から 午後6時まで	-	午前7時から 正午まで 午後1時から 午後6時まで	-
1,500円		800円	5,000円	-	

町民公園パークゴルフ場

利用種別/利用区分	1回利用	シーズン券	シルバーシーズン券
大人1人	300円	7,000円	3,500円

シーサイドパークゴルフ場

利用種別/利用区分	1回利用	シーズン券	シルバーシーズン券
大人1人	100円	2,500円	1,200円

クラブ、ボール貸出使用料 1日 200円

シルバーシーズン券は、70歳以上の人。

町民公園パークゴルフ場シーズン券購入者は、シーサイドパークゴルフ場の使用ができる。

問合せ先

海洋センター

☎ 23-2911

平成18年4月1日から路線バスの運行が変わります

「江南線」「小清水線」を廃止。「みどり線」は1日2便に。新たに「川上中斜里線」が運行されます。

路線バス運行の見直しについて、本紙12月号でお知らせしましたが、関係する地域の皆さんとも協議した結果、今年4月1日以降の運行計画が決まりましたのでお知らせします。

江南線と小清水線は3月31日をもって廃止されます。

みどり線は、4月1日からコースを一部変更し、朝と夕方の1日2便運行となります。

・通年運行で、土・日曜、祝日は運休です。

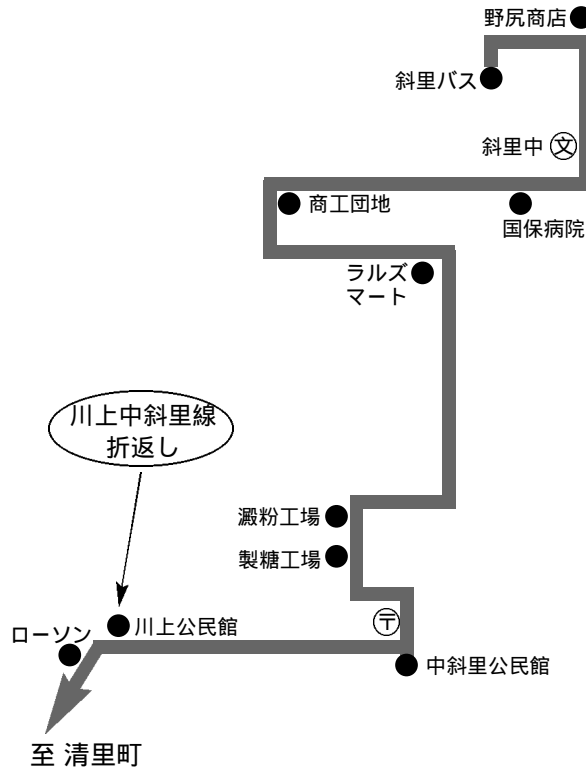
川上中斜里線が、4月1日から新しく運行されます。

・川上折り返しで、午後1便運行です。

・通年運行で、土・日曜、祝日は運休です。

便	みどり線	川上中斜里線	みどり線
斜里バス	6:55	13:30	15:25
国保病院	6:58	13:33	15:28
商工団地	7:00	13:35	15:30
ホクレン	7:06	13:41	15:36
中斜里	7:08	13:43	15:38
川上	7:12	13:47	15:42
清里役場	7:19	(川上折り返し)	15:49
保福センター	7:21		15:51
清里中	7:22		15:52
札弦	7:32		16:02
みどり	7:43		16:13
みどり	7:45		16:15
札弦	7:54		16:24
清里中	8:02		16:32
保福センター	8:03		16:33
清里役場	8:04		16:34
川上	8:10	13:50	16:40
中斜里	8:15	13:55	16:45
ホクレン	8:16	13:56	16:46
商工団地	8:22	14:02	16:52
国保病院	8:24	14:05	16:54
斜里バス	8:30	14:10	17:00

(平成18年4月1日改正)



運行の廃止・減便に伴い、一般の方もスクールバス(来運線)を利用いただけません。

・通学の小中学生以外の方は、必ず事前にスクールバス乗車券を購入してください。
 ・乗車券は、斜里バス営業所でお求めください。運賃は路線バス運賃の約3分の1の金額です。

・スクールバスは、学校の日程や行事に合わせて、1日2〜3便運行します。

・運行日と時刻は、学校の日程や行事で変わります。時刻表は月1回、教育委員会が作成し、希望する方にお届けしています。

・中斜里、ホクレン、川上地区は、路線バス運行地域です。ので「スクールバス」の高齢者無料乗車、「交通手段のない家庭への夏冬春休み中のタクシー代一部助成」制度の対象にはなりません。

問合せ

・路線バスに関すること：
 斜里バス株式会社 ☎23・3145

・スクールバスに関すること：
 教育委員会生涯学習課

・務係(内線230)
 ・全体に関すること：住民生活課 住民交通係(内線121)

公の施設を管理・運営する指定管理者が決まりました。

町では、公の施設を管理・運営する指定管理者を左記のとおり指定しました。指定管理者は、平成5年9月に地方自治法が改正されてできた新しい制度です。従来「公の施設」の管理は、法律で規定する特定の団体などに限られていましたが、今までより幅広い法人その他の団体が、公の施設を管理・運営する“指定管理者”として指定できるようになりました。

問合せ 企画総務課(内線204)

施設名	指定管理者の名称	指定期間
知床自然センター	財団法人 知床財団	H18年度 ~ H20年度
知床自然教育研修所	〃	
しれとこ100平方メートル運動ハウス	〃	
知床五湖レストハウス	〃	
寿の家	ウトロ自治会	
斜里町産業会館	斜里町商工会	
自然休養村管理センター	(株)斜里町観光振興公社	
ウトロ温泉夕陽台の湯	〃	